

条例で罰せられます!

京都府内で、危険ドラッグを販売、所持、購入、使用等した場合、最大2年の懲役又は、100万円の罰金が科されます。

条例による規制の特徴

1 「危険薬物」の製造、販売、使用、所持等の全面禁止

※危険薬物：大麻、覚醒剤、麻薬、法指定薬物等のほか、中枢神経系の興奮・抑制、幻覚、陶酔、これらに類する作用を有するおそれがあり、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがある物（医薬品、酒類、たばこを除く。）

2 「知事監視店舗」を指定し、販売、購入等の手続きを義務化

※知事監視店舗：危険薬物又はその疑いのある物について、規定に違反した販売、購入の疑い行為が行われている店舗等であって、府民の健康及び安心・安全を保持するための適切な措置が講じられることが必要であると認めるもの

※手続きの例 ○商品への販売者住所、氏名等の表示 ○購入者から営業者への誓約書の提出
○購入者への説明書の交付 ○頻回購入者、大量購入者の氏名等の知事への届出 等

3 危険薬物である疑いのある物の販売等の「一時停止命令」

- (1) 危険薬物である疑いのある物の提出を命じ、成分等検査を実施
- (2) 検査結果が出るまで、販売等の一時停止を命じ、流通を阻止

危険ドラッグのおそろしさ

危険ドラッグは、店舗やインターネット上で、「合法ドラッグ」「脱法ハーブ」等と称して販売されています。こうした商品には、興奮・覚醒作用がある「覚醒剤類似物質（アップー系）」と鎮静・幻覚作用がある「合成大麻（ダウンナー系）」の両方が配合されていることがあり、また、それらの配合比率も商品により異なっているので、使用によりどんな作用が発生するか予測できません。

そのため、意識障害、嘔吐、けいれん、呼吸困難等を起こして死傷者を伴う大きな交通事故を起こしたり、最悪の場合、死につながることもありますので、絶対に手を出してはいけません。

万が一の時にはどうすればいいの…?

危険ドラッグは極めて高い依存性を示すだけでなく、その使用により、精神病に陥る場合があります。「危険ドラッグを使ってしまった…」「家族が薬物をやっているみたい…」など、少しでも薬物依存にお悩みの方は、以下の相談窓口までお気軽にお電話ください。

京都府内の相談窓口一覧

■ きょうと薬物をやめたい人へのホットライン（薬物依存ホットライン）

月曜日から金曜日（年末年始・祝日を除く）10:00～17:00 TEL 075-644-7184

■ 京都府精神保健福祉総合センター

月曜日から金曜日（年末年始・祝日を除く）9:00～12:00 / 13:00～16:00 TEL 075-645-5155

■ 京都市こころの健康増進センター

月曜日から金曜日（年末年始・祝日を除く）9:00～12:00 / 13:00～16:00 TEL 075-314-0874